

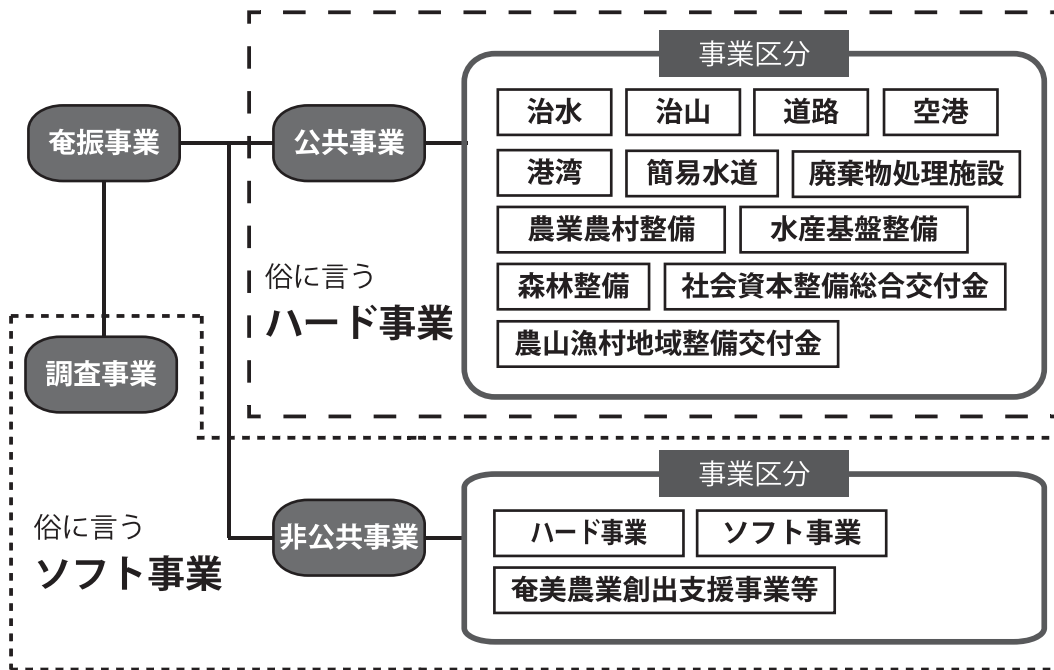
# シリーズ 奄振法

シリーズ3  
奄美群島振興開発事業  
の推進

奄振法の3本柱の最後の一つで、皆さんもよくご存知の奄美群島振興開発事業（以下、奄振事業）について、説明します。

奄振事業は、奄美群島が本土に復帰した翌年の昭和29年から、群島の生活水準を本土並みに引き上げることや、経済の自立的発展を目指すため、本土よりも補助率の高い補助事業です。これまで、多くの道路や港湾が整備されてきました。

## 奄振事業のツリー

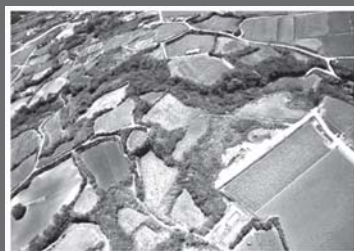


奄振事業は、奄美群島振興開発特別措置法第2〜6条にある目的に沿った公共事業と非公共事業に分かれます。公共事業は国の定める補助事業のメニューが定められており、国・県・市町村が実施する事業です。それに対し、非公共事業は地元市町村が企画立案し要望することができ、奄振事業の内容と公共事業の関係について説明します。

## 現在実施されている主な公共事業



知名正名海岸線改良工事  
事業区分：社会資本整備  
総合交付金



畑地帯総合整備事業  
(担い手育成型) 第一西原地区  
事業区分：農業農村整備



国営かんがい排水事業  
(地下ダム本体)  
事業区分：農業農村整備

※これら以外にも、治山で防災林造成事業（場所 ニシムタ下海岸線（事業主体：県））などを行っています。

### 【主な事業の補助率かさ上げの内容】

区分	本土	離島	奄美	沖縄
国道（補助）	55%	約66%	80%	90%
市町村道	50%	65%	70%	80%
港湾（補助）	50%	80%	90%	90%
農業農村整備	70%	85%	95%	95%

※上記のとおり、奄振事業には奄振法の規定により、他制度よりも高い補助率が設定されています。

○補助率のかさ上げ  
奄美群島振興開発特別措置法第6条に奄美群島振興開発計画に基づく事業のうち、政令で定めるものによる経費に対する国の負担又は補助の割合は、他の法令の規定にかかわらず、左表の割合の範囲内で政令で定める割合とするとされています。

【お問合せ先】  
企画振興課 内線145